

患者申出療養制度下での新たな薬剤アクセススキーム（案）

患-3（参考資料1）
31.3.14

患者・主治医・臨床研究中核病院

適応外薬又は
未承認薬
による治療が
候補となる

当該医薬品を使用し
た治験又は臨床試験
(先進医療等)への
参加が出来ない

既存治療を継続

患者が患者申出療養制度下での
適応外薬又は未承認薬による治療を
希望し、薬剤の手配を要望
(臨床研究中核病院が代行可能)

薬剤手配不可

様式1を用いて回答

※手配の判断は企業が行う

様式2を提出
※各事由に不服がある場合

厚生労働省

患者申出療養評価会議
(原則公開)

妥当性あり

薬剤手配の
検討を要請

※患者申出療養制度下での当該薬剤
の使用の妥当性等について検討

妥当性なし

1

製薬企業

※必要な情報を提供

薬剤手配の
可否について
検討

薬剤手配不可

薬剤手配の
可否について
再検討

薬剤手配可能
※手配の最終判断
は企業が行う

臨床研究中核病院が作成する必要
書類を添えて患者が国に対して申出